

## 非常時の対応について

且黒区に「大雨、暴風、大雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、自宅待機とする。また、生徒の居住する市・区に上記の警報が発令された場合も当該の生徒は同様の扱いとする。

なお、警報解除による授業の開始は以下のとおりとする。

- (1) 午前7時の時点で警報が解除されたことが確認された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 午前9時の時点で警報が解除されたことが確認された場合は、3時間目（10時40分）から授業を行う。
- (3) 午前11時の時点で警報が解除されたことが確認された場合は、5時限目（13時20分）から授業を行う。この時点で前述の警報が解除されていない場合は、終日自宅学習（部活動も含めた臨時休業）とする。

### 留意事項

- (1) テレビ、ラジオ等の気象情報など最新かつ確実な情報源で確認する。
- (2) 登校する場合は、事故のないよう、安全確保に努めてください。
- (3) 登校後に警報が発令された場合の対応については、気象情報、交通機関等の状況を確認したうえで校長が適正に判断する。
- (4) 臨時休業となった場合は、最大限授業の補填を行う。
- (5) 学校への電話での問い合わせはご遠慮ください。